

とくそう けんこうほけんてきようじょがい 特掃の健康保険適用除外をめぐる

さいばん ちさいはんけつ がわ しょうそ 裁判の地裁判決は、NPO側の勝訴！

かまがさきちいき「うどうろうそ せんどう
釜ヶ崎地域合同労組が先導して、特掃の輪番登録者2名が、NPO釜ヶ崎と大阪府・大阪市の
さんしや ひこく うった さいばん はんけつ おおさかちさい
三者を被告として訴えていた裁判の判決が、14日に大阪地裁であった。結果は「原告らの請求
をいづれも棄却する。訴訟費用は原告らの負担とする」という、NPO側の勝訴判決だった。

かまがさきちいき「うどうろうそ
釜ヶ崎地域合同労組は、09年夏ころから「健康保険（日雇特例）の適用除外の承認を受けられ
ば、健康保険料分の265円を、5700円に上乗せして払ってもらえる」と宣伝した。

NPOは「特掃の労働契約上の賃金は5700円だが、そこから本人負担分の保険料を引く
と、手取り額が少なくなるうえ、年齢（介護保険料のおさめ方が年齢によってちがう）や手帳を
も 持っているかどうか、印紙をはるかどうかで、ひとりひとり手にする金額がちがってくる。ま
た、保険料率は毎年変わるから、年によって手取り額が減ることもなる。だから、特掃で働
けば、いつでも5700円手にできるような仕組みができています。保険料が発生する場合には、
本人負担分もふくめて、事業主が事業費から別途納付する仕組みだ。だから、「適用除外承認
を受けても支払額は多くならない」と答えた。

それについて、「適用除外の承認を受けたのに265円払わないのは賃金不払いだ」と2名
の輪番登録者が訴えたのがこの裁判だ。釜ヶ崎地域合同労組は、この裁判をおこす前に大阪南
労働基準監督署に訴えにいき、ぎやくに「これは賃金不払いにはなりませんよ」と言われてい
る。それでも「不払いだ」と裁判所に訴えて、またしても「不払いではありませんよ」と宣告
されてしまったというわけだ。

いま特掃に来ている労働者には、手帳をもっていない人も多い。だが、NPOは「現金納付」
という方法で、ひとりひとりの保険料を、きちんと所轄の役所に納めている。

それは、手帳をもてる労働者が減っても、特掃は「高齢日雇労働者」のための就労事業だからだ。日雇労働者である限り、保険料を納めるのは義務でもあり、権利でもある。仕事がない、あるいは雇ってくれないために、たとえ手帳に特掃以外の印紙をはってもらえず、そのため失業手当や健康保険の資格ができなくても、「資格ができないならいない」と投げすてしまったらどうなっていくか。

行政や市民から「輪番登録者が日雇労働者でないなら、日雇対策である特掃は必要ないじゃないか」と言われかねない。

日雇雇用保険や健康保険（日雇特例）の制度も、「そんなにいらぬならやめてしまえ」となりかねない。

そうなったら、「特掃以外の仕事にもつけるように、景気対策や就労対策をやって、特掃と合わせて失業手当や健康保険の資格ができるようにすべきだ」と言うこともできなくなる。「自分たちは日雇労働者だから、仕事をしてめしを食いたい。そのための保障をつくってほしい」と社会に訴える根拠を、みずから投げすててはいけないと思う。

NPOが大阪府や大阪市と協力して、「賃金5700円。保険料は全額事業主が負担して納付」という方法でやってき

たのは、労働者をまもる社会保障の制度をまもるためでもある。守りながらも、その負担を労働者におしつけたいためだ。

だから、これからも健康保険の適用除外の承認書を持つてきてくれない、契約賃金も支払額も5700円で変わらない。

紹介票や労働条件通知書にも「だれもが5700円を受けとれるよう・・・本人負担が発生した場合は、事業主が別途納付します」と書いてある。除外承認されれば、保険料自体が発生しなくなるから、いくら「払ってくれ」と言われても、保険の役所にも本人にも払うことはできない。

もちろんNPOは、そうした分をふくめて、委託事業費のうち使わなかった分は、きちんと行政に返却している。だれが労働者の権利と特掃をまもろうとしているかを、この機会にしっかりとみきわめてくれればうれしい。

南港臨泊は、受付の方法が変わります。

◆ 12月20日～22日、26日～28日に、市更相に「事前登録」に行くてください。29日あさ10時～正午でもOKです。

◆ 入所日は29日だけです。30日はありませんので、注意！

◆ 事前登録していれば、29日に特掃に来て、南港に入れます。